

平成26年及び27年対応方針のフォローアップの状況

（「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」及び「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、平成28年（度）中に「結論を得る」等とされたもの）

※前回会議（平成28年11月17日）で結論を報告したものを除く。

※平成26年対応方針において、平成28年（度）中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。

○平成27年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 雇用・労働

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
1	「地方版ハローワーク」（地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介）の創設・国による支援の拡充等 （職業安定法、雇用対策法及び雇用保険法）	厚生労働省	<p>○ 国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について平成28年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p> <p>○ 民間事業者が地方公共団体から委託を受けて行う職業紹介事業に係る規制については、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）に基づき、「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」において、在り方について平成28年夏までに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。</p>	<p>○ 「ハローワークの求人情報のオンライン提供に関する検討会」の報告書（平成28年12月19日）において、国が地方公共団体に対しオンラインで提供している情報に加えて、「事業主の了解を得ることを前提に、ハローワークにおいて求人受理時等に把握した追加的な情報について、原則として、オンライン提供に含めることが適当である。」との考えが示されたことを踏まえ、今後必要な準備を行っていく予定。</p> <p>○ 労働政策審議会建議（平成28年12月13日）において、「事業所外での事業実施について、職業紹介責任者が当該事業所外にいる場合又は当該事業所外に速やかに到着できる場合であり、かつ、プライバシー保護や個人情報保護の措置が実施される場合は、これを可能とすることが適当である」等とする内容がとりまとめられたことを踏まえ、今後必要な準備を行っていく予定。</p>

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
2	<p>特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の移譲 (特定家庭用機器再商品化法)</p>	<p>経済産業省、 環境省</p>	<p>再商品化等の認定(23条)を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再商品化等を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。</u></p>	<p>以下2点に関して平成28年11月に全国の地方公共団体へ事務連絡を発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再商品化等の認定を受けた施設について、地方公共団体から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査を実施する旨の連絡が国にあった際に、再商品化等を行う工程に係る情報を地方公共団体へ提供すること。 再商品化等の認定を受けた施設に対する行政処分情報を国と地方公共団体との間で互いに共有すること。
3	<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の移譲 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)</p>	<p>経済産業省、 環境省</p>	<p>再資源化事業計画の認定(10条)を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再資源化を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。</u></p>	<p>以下2点に関して平成28年11月に全国の地方公共団体へ事務連絡を発出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再資源化事業計画の認定を受けた施設について、地方公共団体から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査を実施する旨の連絡が国にあった際に、再資源化を行う工程に係る情報を地方公共団体へ提供すること。 再資源化事業計画の認定を受けた施設に対する行政処分情報を国と地方公共団体との間で互いに共有すること。

③ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
4	<p>観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口) (国際観光ホテル整備法)</p>	国土交通省	<p>ホテル及び旅館の登録制度については、旅行者及び業界の意向やニーズの調査の結果及び外国人旅行者の増加などの観光産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、その在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針】 ホテル及び旅館の登録制度については、事務の円滑化に向け、国及び都道府県の情報共有を推進するために必要な措置を平成28年度中に講ずる。</p>

(2) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
5	<p>介護支援専門員に対する指導監督事務の市町村への付与又は移譲 (介護保険法)</p>	厚生労働省	<p>介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体から意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町村への付与又は移譲について検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針】 介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び業務禁止(69条の38)に係る事務・権限については、政令を改正し、介護支援専門員が業務を行う地の指定都市に平成30年度から移譲する。</p>

(3) 義務付け・枠付けの見直し等

① 土地利用（農地除く）

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
6	土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等 (国土利用計画法)	国土交通省	土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議（9条）については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【28年対応方針】 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国への協議（9条）については、意見聴取とする。 ※資料2 P5 II⑤参照

② 医療・福祉

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
7	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ (災害対策基本法)	内閣府、厚生労働省	大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【28年対応方針】 大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、その手続を明確化する等の必要な措置を講じ、平成29年中に地方公共団体に周知する。

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
8	<p>軽費老人ホーム（ケアハウス）の費用徴収基準の見直しについて （老人福祉法）</p>	厚生労働省	<p>軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る利用者からの徴収額については、財源が都道府県等に移譲されてから10年以上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、<u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>軽費老人ホームのサービス提供に要する費用の基準等のあり方に関する調査研究事業において、外部有識者等からなる検討委員会を平成28年7月29日に立ち上げた。現在、費用徴収基準等の実態把握のためのアンケート調査を実施しており、今後、検討委員会において、調査の結果を踏まえ、その在り方について検討し、平成28年度中に結論を得る。</p>
9	<p>介護保険制度における調整交付金のあり方の見直し等 （介護保険法）</p>	厚生労働省	<p>○ 要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、国庫負担金のうちの調整交付金（122条）の配分効果を検証しつつ、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分するなど、調整交付金の在り方について検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知する。</u></p> <p>○ 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、障害者支援施設等に関する入退所者の状況等を含めた実態調査の結果や住所地特例の制度趣旨を踏まえて検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針】</p> <p>○ 要介護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住した場合における介護給付費の財政調整については、政令を改正し、平成30年度から調整交付金における年齢区分を見直し、特に年齢が高い高齢者が多い地方公共団体によりきめ細かく配分できるよう調整機能を強化する。</p> <p>【28年対応方針】</p> <p>○ 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所して介護保険施設等に入所した場合については、当該介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう住所地特例を見直す。 〔平成29年2月7日に改正法案を提出済み。〕</p>

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
10	認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件の緩和 (認知症初期集中支援推進事業)	厚生労働省	認知症初期集中支援チームのチーム員たる医師の要件については、平成27年度から実施している要件緩和を踏まえたチームの設置状況を <u>平成28年度中に調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	要件緩和を踏まえたチームの設置状況に関するアンケート調査等の結果を踏まえ、離島・過疎地域等市町村内に要件を満たす医師がいない場合におけるチームの設置に係る具体的な取組を地方公共団体に平成28年度中に周知する予定。

③ 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
11	JETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃 (語学指導等を行う外国青年招致事業)	総務省、 外務省、 文部科学省	語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、 <u>平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	JET-ALTの活用状況に関する調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、関係者(総務省、外務省及び文部科学省)で任用期間の延長に関する課題等について検討しているところであり、平成29年3月末を目途に結論を得る予定。
12	高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化 (学校教育法)	文部科学省	高等学校卒業程度認定試験(学校教育法90条1項)の実施方法については、国が実施(地方公共団体以外への外部委託による実施を含む。)する方向で検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【28年対応方針】 高等学校卒業程度認定試験(90条1項)の実施については、国と都道府県が適切な役割分担の下で緊密に連携して教育の振興に努めるものであることを踏まえ、関係団体の自発的な協力を得ながら国が実施する方向とする。

④ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
13	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消 (気象業務法)	国土交通省	住民や地方公共団体等の意向、当該パターンの重複による支障、変更に伴い想定される支障等を調査の上、その結果を踏まえた適切な対応の在り方について検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	当該パターンの重複による支障や変更に伴い想定される支障等について、地方公共団体及び住民に対してアンケート調査を実施した。この調査結果を踏まえ、当該パターンの重複の解消ではなく、サイレンの後に「津波警報が発表されました」等の音声を併せて伝えると効果的であるなどの津波防災対策の推進に係る通知を地方公共団体に対して再度今年度中に行う予定。

⑤ 土木・建築

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
14	公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和 (公営住宅法)	国土交通省	公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、事業主体、有識者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含めて総合的に検討し、 <u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【28年対応方針】 公営住宅建替事業（2条15号）については、現在、除却すべき公営住宅等が存していた土地（隣接地を含む。）での建替えのみが対象とされているが、これに加え、複数の公営住宅の機能を集約する場合には、移転先が居住者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことに配慮した上で、除却すべき公営住宅等が存していた土地に近接する土地への建替えも対象とする。</p> <p>※資料2 P6 II⑦参照</p>

⑥ 運輸・交通

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要
15	<p>過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和 (旅行業法)</p>	国土交通省	<p>地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲（施行規則1条の2）、営業保証金の供託義務（7条1項）及びその額（施行規則7条）並びに旅行業務取扱管理者の資格要件（11条の2第5項）の在り方について検討し、<u>平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【28年対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 旅行業務取扱管理者試験（11条の3）については、地域限定旅行業者が取り扱うことのできる旅行のみに限定した試験を新たに創設する。 (ii) 営業保証金の額（8条1項及び施行規則7条）については、地域限定旅行業の平均年間取引額等を踏まえ、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて省令を改正し、取扱いの実態に見合った営業保証金額となるよう、見直しを行う。 (iii) 第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲（施行規則1条の2）については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、着地型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光実態等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。